

I 配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのほか、今後の個人所得税改革の方向性

(1) 配偶者控除

配偶者合計所得65万(給与収入103万)までの場合

居住者の所得	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万以下	38万	48万
900万超950万以下	26万	32万
950万超1,000万以下	13万	16万
1,000万超	控除なし	控除なし

} 所得900万超の人は増税

(2) 配偶者特別控除

配偶者合計所得85万(給与収入150万)～123万(給与収入約201万)

居住者の所得	配偶者の所得		
	85万	90万	95万
	(給与収入150万)	(給与収入155万)	(給与収入160万)
900万以下	38万	36万	31万
900万超950万以下	26万	24万	21万
950万超1,000万以下	13万	12万	11万
1,000万超	控除なし(現行に同じ)	控除なし(現行に同じ)	控除なし(現行に同じ)

} 減税

以下段階的に逡減

実質、給与収入150万までは配偶者控除又は配偶者特別控除で38万の控除があることとなる。

大企業の場合はパート収入106万で社保加入義務が発生し、手取りは減ります。

中小企業の場合はパート収入130万で社保加入義務が発生し、手取りは減ります。

(※ 実際の社保加入要件は労働時間や月額で決まりますが、便宜上年収を基準として取り上げます。)

この社保の負担に伴う手取り減を回復するためには+20～30万の収入が必要と言われます。

この改正を考えると、

『大企業で働くパートさんは、106万円を気にせず、社保に入って年間150～200万働いてください。』『中小企業のパートさんは社保加入義務のない範囲で目一杯働いてください。』と言う内容が読み取れます。

II 非課税口座(NISA)の制度拡充と延長

タンスに眠ったお金は株式市場に投入してくださいということです！
税制に踊らされるような内容ではないと思われます。

III 住宅借入金等特別控除の拡充と延長

耐震・省エネ住宅に関する拡充措置がメイン
減税措置を作るので、将来的な不測の事態発生時に極力お金のかからない建物を建ててください(今後起こる災害時に国は十分な公費扶助は、しかねますから)ということです。

IV 超高層建築物に対する税制見直し

高層階のほうが市場の資産価値は高いので、税金も多めに払ってくださいということです。

V 研究開発税制の見直し

税額控除を少し拡充するので試験研究費を使ってくださいということです。
税金を払わない(ように決算を組む)中小法人には特に大きな意味のないことです。

VI 生産性向上設備税制が、中小企業等経営強化税制と改名して延長

今年特別償却や税額控除が半分になったものが名前を変えて復活。
H29年4月～H31年3月まで、一定の生産性向上設備は全額控除。

VI 中小企業投資促進税制が延長

いわゆる30%特別償却
H29年4月～H31年3月まで、現行から器具備品を除外して2年間の延長。

VII 中小企業者等にかかる軽減税率の延長

所得800万までの法人税率を15%としている制度を2年間延長

VIII 酒税改革

10年かけて酒税を一本化していこうという流れ

IX 車体税制改革

燃費や排ガス規制を強化

X 災害対策税制

XI 非上場株式の類似評価の基準の見直し

H29年1月1日以降の類似株評価において評価方法が変わる

【現行】 配当:利益:純資産 = 1:3:1

【改正】 配当:利益:純資産 = 1:1:1

【現行】だと、利益と配当を0に近づければ純資産×1/5で評価できたものが、【改正】だと、純資産×1/3の評価となる。

類似を使う場合、実質評価額は現行比1.25倍～1.75倍に跳ね上がると予想される。
特に古い法人は純資産の蓄積が多く、相続・事業継承の際の税負担支出増が懸念される。